

消防消第8号

平成18年2月2日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防・救急課長



災害通報の受信時における適切な対応について

火災の発生や救急要請等の際の災害通報に関しては、その重要性にかんがみ、各消防機関において、通報の即時受信体制等の確保に万全を期さなければならぬことは言うまでもありません。

この場合、災害通報は、119番により行われるものほか、警察等の他の機関経由で行われるものなど、多様な手段による通報が考えられますが、通報手段の如何を問わず、消防本部や消防署所において通信指令や災害受付を担当する職員が迅速、的確に内容を把握し、適切に対処することが重要です。

しかしながら、今般、災害通報を受信しながら、通報の真偽等を含めその内容確認等に時間を要し、消防隊等の出動が遅れるという事案が発生しました。

つきましては、下記事項に留意し、災害通報の受信時における適切な対応が図られるようお願いします。

おって、都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村及び消防本部に対して、この旨周知徹底願います。

記

- 1 通報手段やその内容の如何を問わず災害通報を受信した場合は、直ちに適切な消防隊等を出動させるべきであり、各消防本部においては、この点に遺漏のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 警察等の他の機関を経由して災害を受信する場合の連絡体制を再点検し、常に適切な対応が取れる体制を確立すること。
- 3 119番による災害通報について、適切な通報が行われるよう住民への広報を積極的に行うこと。